

# 垂仁天皇皇后日葉酢媛命 狭木之寺間陵

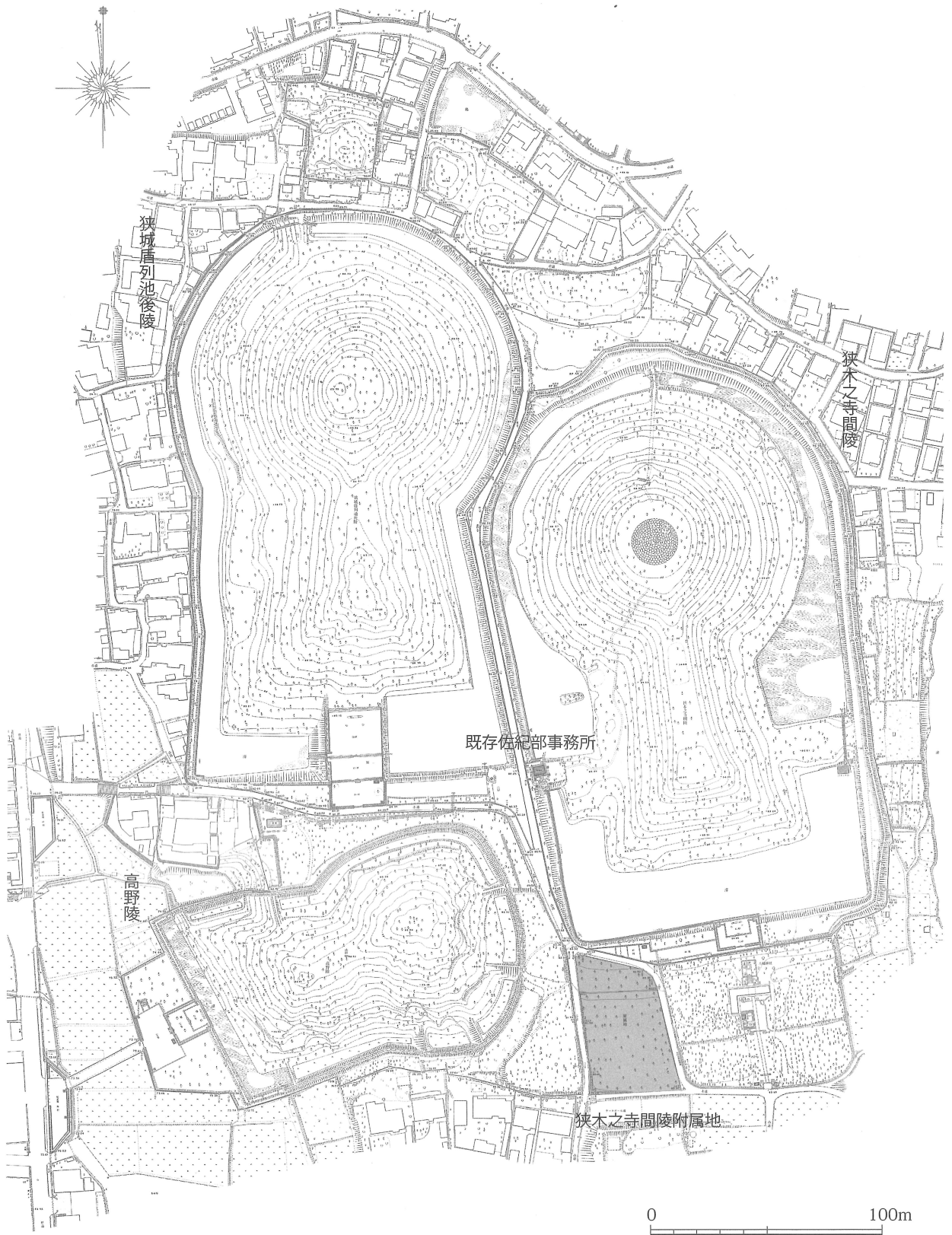
## 佐紀部事務所ほか整備工事に伴う立会調査

関西 4 陵墓監区管下の各部の事務所は、老朽化のため、平成 19 年度以降に順次建て替えてつあり、その機会ごとに調査を実施し、本誌において報告してきたところである<sup>(1)</sup>。既存の部の事務所は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建てられたものであるが、本体の設備は、執務スペースに簡単な流しがあるほかは、外から出入りするトイレしかなく、職員の着替えは仮設のスペースや倉庫内で行っているような状態であった。また、倉庫や車庫を後から建てたケースも多く、そうした場合には離れた場所に置かれることになり、日々の管理業務を遂行していく上で、使い勝手の悪いものであった。こうしたことから、建て替えに際しては、執務環境の改善として、男女別の更衣室やシャワー室、室内から入るトイレなどの生活スペースの追加と、業務の効率化を進めるため、倉庫・車庫も一体化させることが基本方針となっている。このため、事務所本体の規模は既存のものに比してかなり大きくなることとなり<sup>(2)</sup>、スペースの関係で従来場所では建て替えられないケースも生じることとなった。部事務所の建て替えは、これまでに 4 件実施してきたが、このうちの 2 件については場所を移動させている<sup>(3)</sup>。

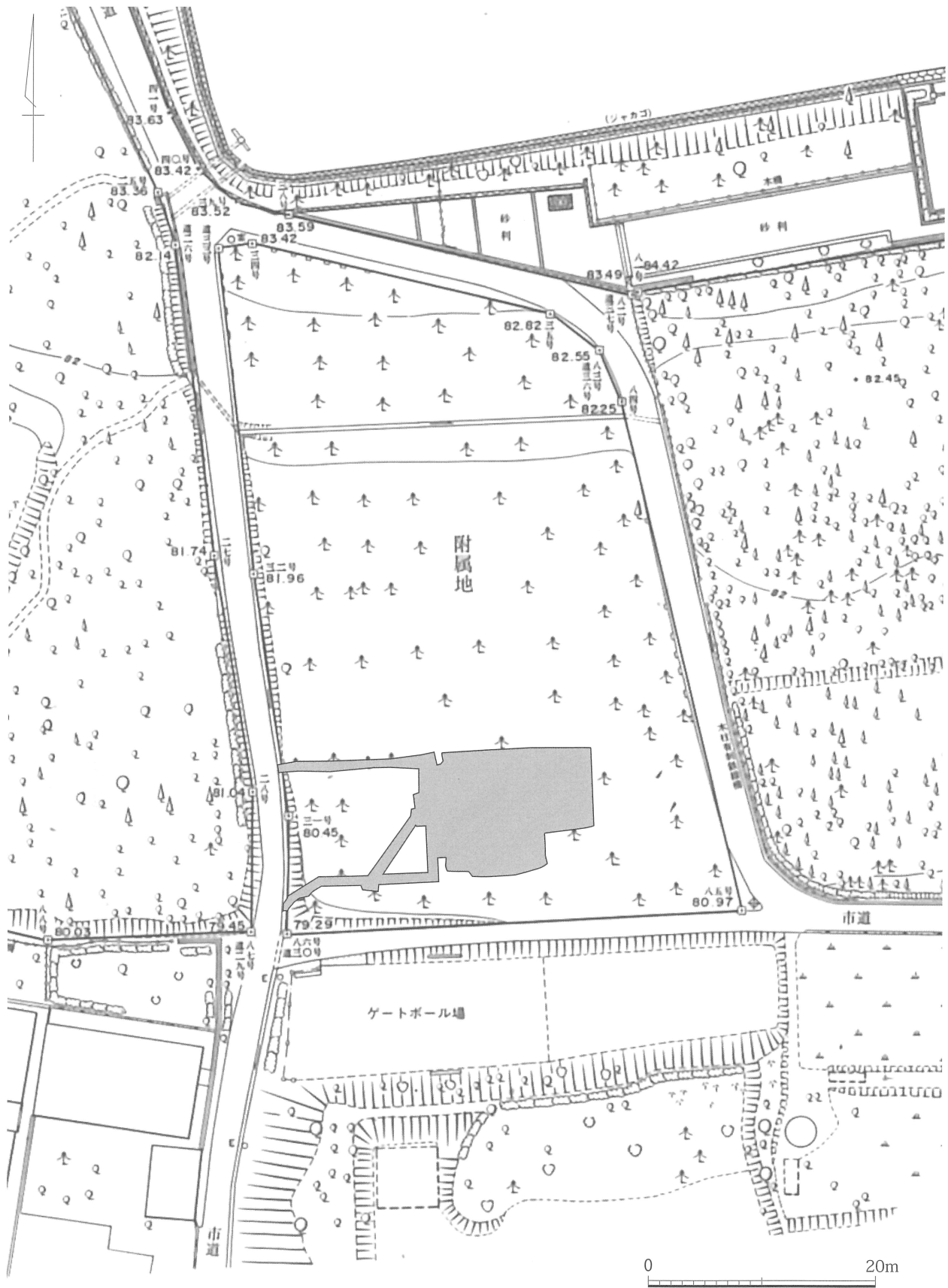
今回の報告対象である畝傍陵墓監区佐紀部の事務所は、「佐紀三陵」とよばれる、成務天皇狭城盾列池後陵、称徳天皇高野陵、垂仁天皇皇后日葉酢媛命狭木之寺間陵が近接して所在する地区のうち、狭木之寺間陵域内に置かれていた。しかし、建物規模拡大によって生じるスペースの問題以前に、その位置が、原初の遺構とされる渡土堤上にあたるため<sup>(4)</sup>、遺構保存の観点から、建て替えに際して移転させることとなった。移転先の候補地には複数の案が取り沙汰されたが、必要なスペースを確保でき、かつ遺構存在のリスクが低く、さらには景観的な違和感を生じさせない場所として、狭木之寺間陵南側の附属地のうち、最も南側の区画が第一候補となった（第 1・2 図）。当該地は人為的に造作された平坦面となっており、高野陵や狭木之寺間陵に直接関わる遺構が存在する可能性は低いものと推測されたが、小規模の古墳や、平城京に関係する遺構が存在する可能性は考えられたため<sup>(5)</sup>、平成 26 年度に遺構・遺物の存否を確認するための事前調査を実施した<sup>(6)</sup>。その結果、遺物の出土はあったものの、明確な遺構は確認されず、事務所建設には支障がないとの所見が得られたため、平成 29 年度に工事実施にいたったものである。

佐紀部事務所建て替えに関わる工事としては、新事務所とその付帯施設の整備、既存事務所とその付帯施設の撤去、既存車庫兼倉庫の撤去、既存事務所跡地となる渡土堤上への人止め柵設置などが計画された。これらの工事に対して、当部では、各工事の掘削時に現地の陵墓職員が立ち会うことはもちろん、要所と考えられる新事務所基礎設置と既存事務所撤去に伴う掘削時には、陵墓調査室員も立ち合わせることを予定していた。工事は、近在する平城天皇楊梅陵参道沿いブロック塀改築工事も加えられて、平成 29 年 10 月 21 日から平成 30 年 3 月 26 日までを工期として発注されたが、新事務所の基礎が設置された後に、上屋建築資材の仕様変更、その乾燥期間を確保するための工期延長などの契約変更が重ねられた結果、工期は 30 年度内まで延長されることとなり、掘削予定の工程も多くが 30 年度にずれ込むことになった。そのため本稿で報告するのは、29 年度中に掘削が行われた、新事務所とその付帯施設の整備工事の一部のみである。なお、一括発注された楊梅陵参道のブロック塀改築工事は、構想段階では掘削を伴う工法となる見込みであったが、工事担当部署による検討の結果、発注時には掘削を伴わない工法が採用されたため、立会調査の対象外となった。こちらの工事は 29 年度中に実施済みである。

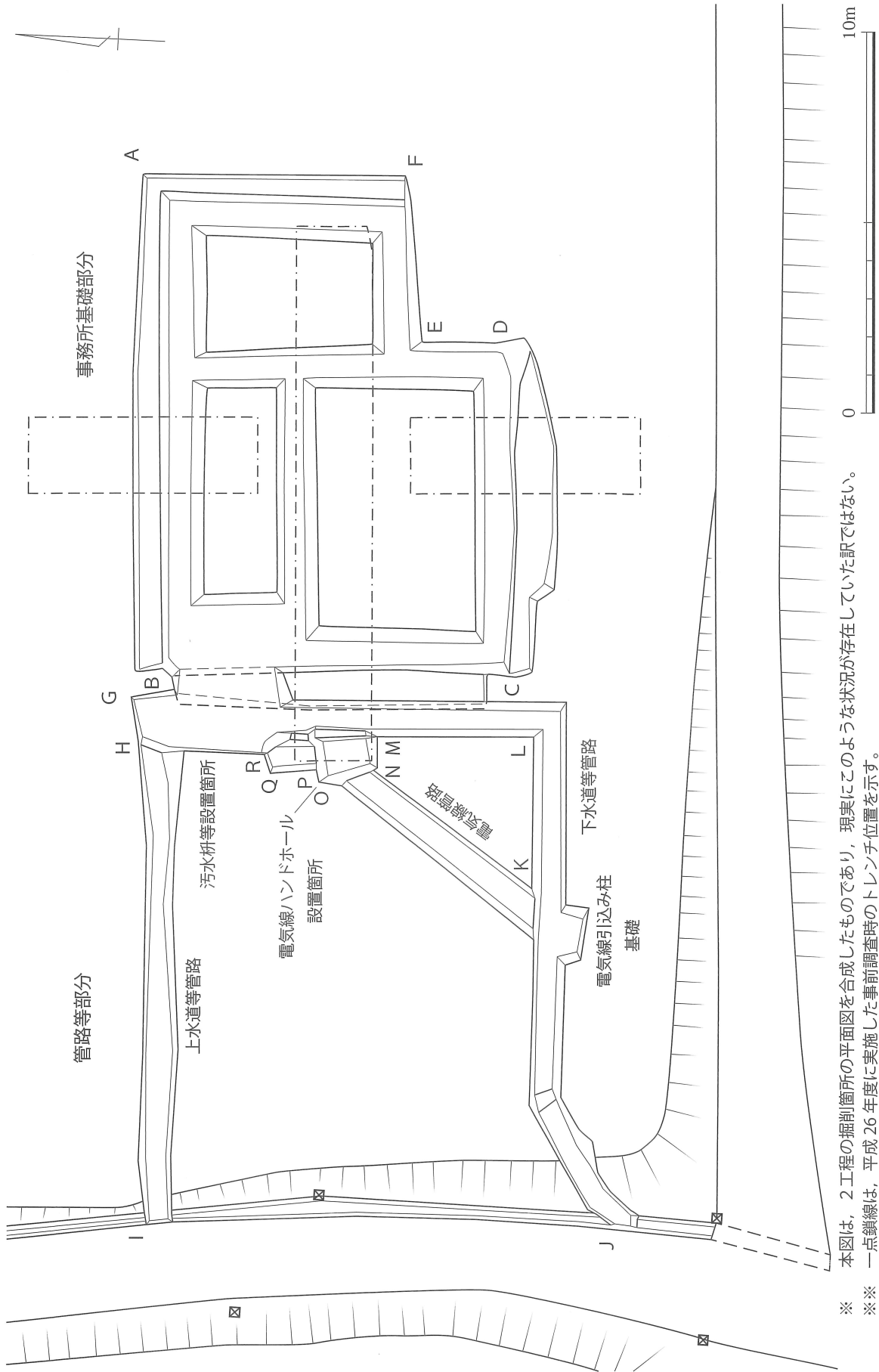
既に述べたように、新事務所とその付帯施設の整備工事に際しては、掘削規模が最も大きい新事務所の基礎部分の掘削時に陵墓調査室員が加わり、その他の付帯施設に関する掘削については現地陵墓職員が対応することを想定していた。しかし、新事務所基礎部分について行われた管路等の掘削時に、土中の深い位置から遺物が出土したとの報を受けたため、急遽陵墓調査室員が状況の確認に赴いた。陵墓職員による立会調査は、平成 29 年 12 月 18 日から翌年 2 月 24 日の間、断続的に行われた掘削・埋め戻しに伴って行われ、この



第1図 狭木之寺間陵 佐紀三陵地形図 (1/2500)

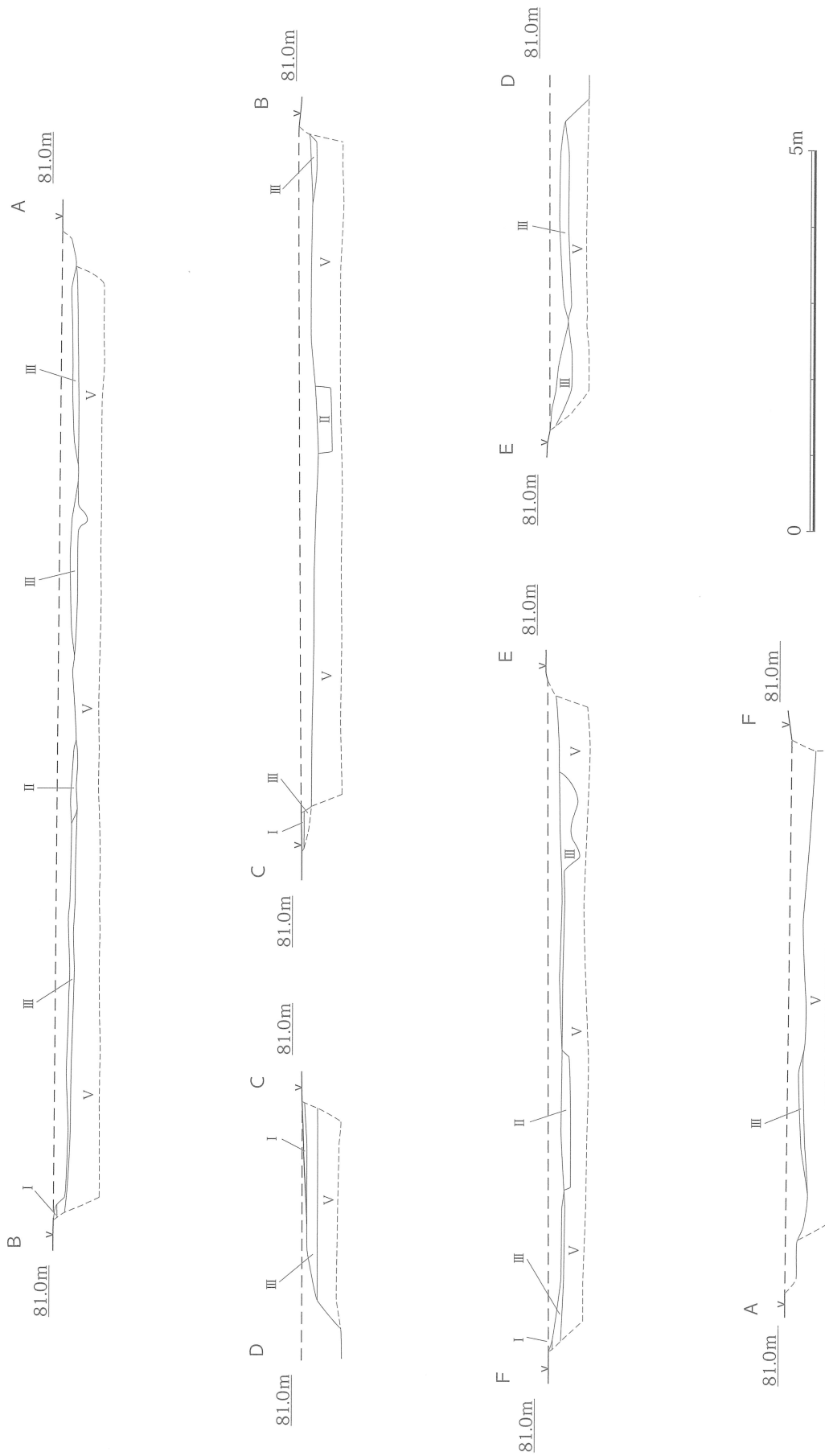


第2図 狭木之寺間陵 掘削箇所位置図 (1/500)

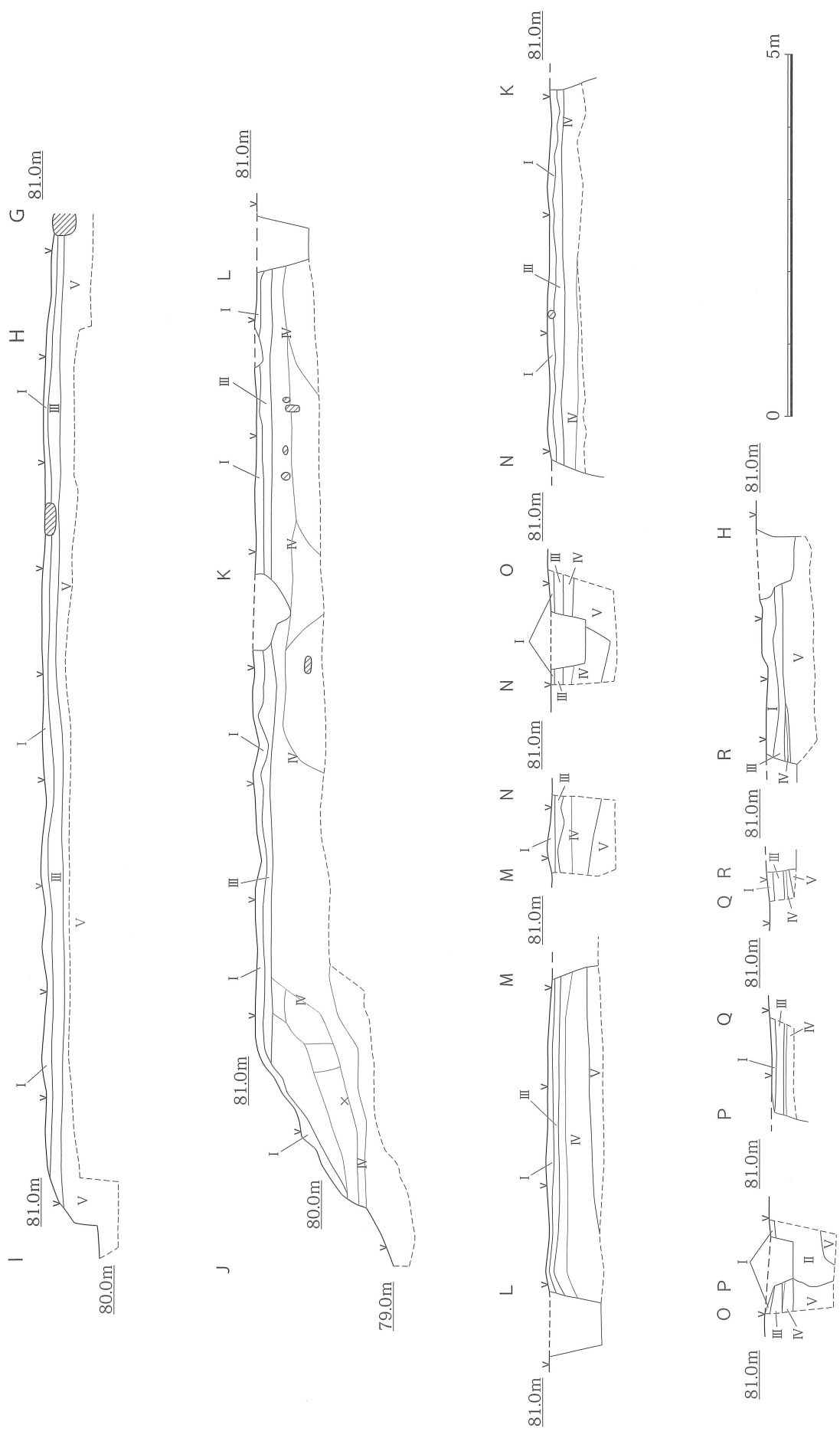


※ 本図は、2工程の掘削箇所の平面図を合成したものであり、現実にこのような状況が存在していた訳ではない。  
 ※ 一点鎖線は、平成26年度に実施した事前調査時のトレンチ位置を示す。

第3図 狭木之寺間陵 掘削箇所平面図 (1/150)



第4図 狭木之寺間陵 掘削箇所段面図 (1) 事務所基礎部分 (1/80)



第5図 狹木之寺間陵 掘削箇所断面図 (2) 管路等部分 (1/80)

うち、新事務所基礎部分の掘削が行われた12月18日～22日の5日間と、管路部分掘削後の2月19・20日の2日間については、陵墓調査室員が現地調査に加わった。なお、陵墓調査室員滞在中の12月22日には、歴史学・考古学の16学・協会の代表者に対し、新事務所基礎部分の調査箇所を公開を行った。

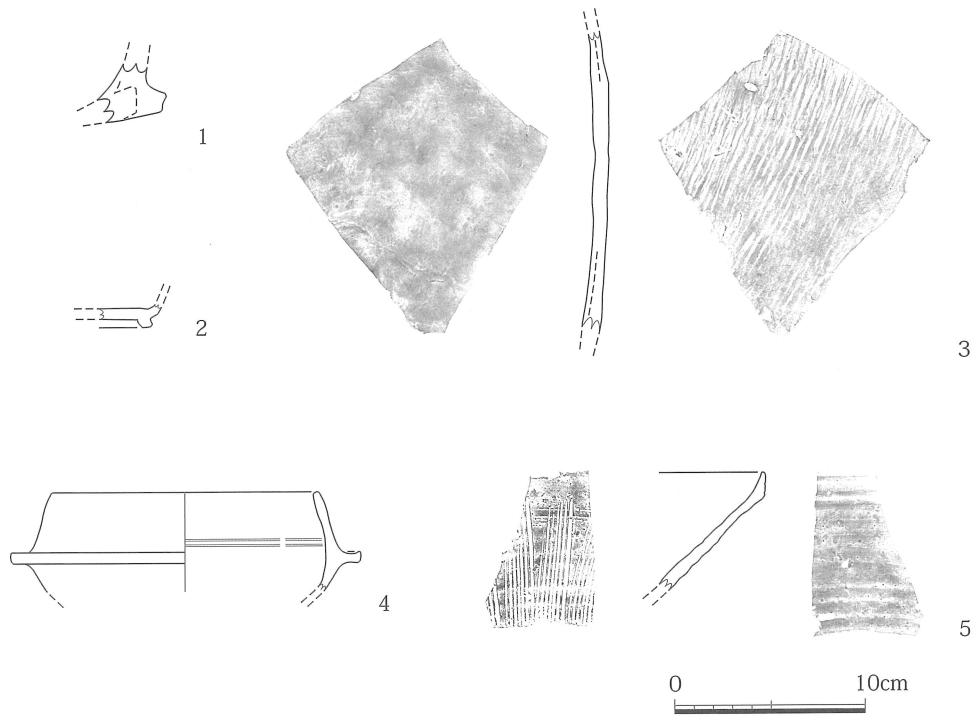
冒頭で触れたように、新しく建てられる部の事務所は、執務スペース、生活スペース、車庫・倉庫を一体化させることを基本としており、佐紀部事務所においては、景観に配慮し、それら3スペースをL字形に配した平面形が選択された<sup>(7)</sup>。各スペースの規模は、壁体の心心間で、執務スペースが長さ5.5 m、幅4.0 m、生活スペースが長さ6.5 m、幅3.0 m、車庫・倉庫が長さ7.5 m、幅5.0 mであり、掘削は、各壁体下の基礎設置部分について、幅1.0～1.2 m、深さ0.5～0.6 mの規模で行われた。ただし、生活スペースの西辺は、汚水枡等を設置するため、掘削の幅は2.2 mほどになった。また、建物外周に犬走りが設置されることから、その部分についても掘削があり、その規模は、幅1.0 m、深さ0.2 mの範囲であった(第2・3図、図版11-1)。

事務所基礎部分における掘削箇所の土層は、その性格から、表土層(I層)、事前調査のトレンチの埋め戻し土の層(II層)、陵墓地として取得以前に農地であった際の耕作あるいは樹木の根などによって攪乱されたものと考えられる土層(III層)、地山層(V層)の4層に大別された(第4図、図版11-2～7)。こうした土層の状況は、事前調査における所見と変わるものではない。なお、事務所基礎部分の掘削中には遺物を確認することはできなかった。

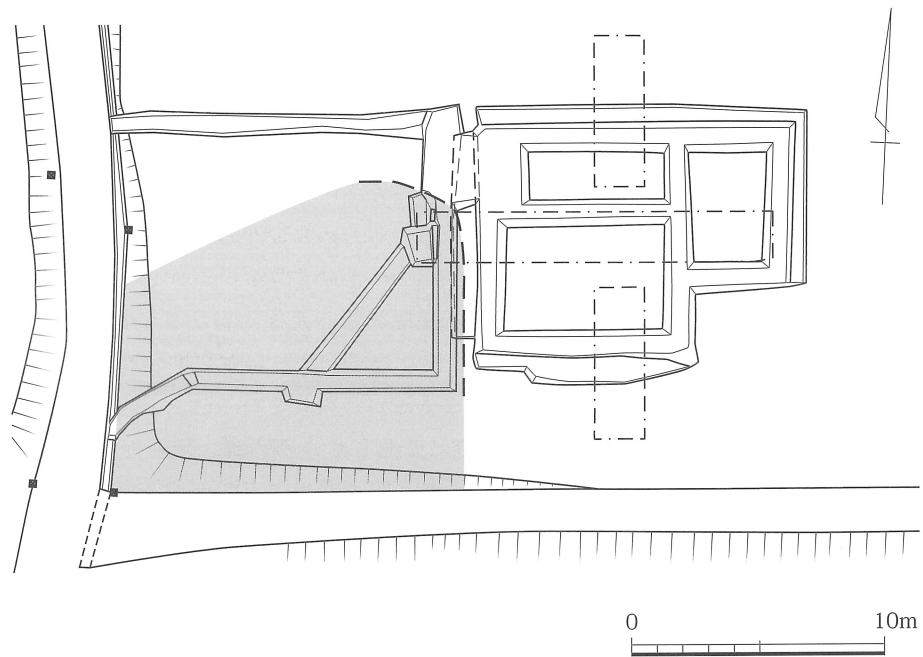
事務所基礎にコンクリートが打たれたあと、平坦面の西側において上水道、下水道、電気線などを敷設するための管路やハンドホール、引込み柱を設置する箇所の掘削が行われた。各所の掘削の規模は、南端平坦面の北端付近を走る上水道等の管路が、長さ約13.0 m、幅0.7～1.2 m、深さ0.4～1.0 m、途中で直角に折れ曲がり、平坦面の南寄り走る下水道等の管路が、長さ約21.0 m、幅0.7～0.9 m、深さ0.7～1.6 m、ハンドホール設置箇所から方向を変え、下水道管路の半ばまでを斜めに走る電気線の管路が、ハンドホール設置箇所を挟んで、長さ約7.2 m、幅0.8～0.9 m、深さ0.6 m、電気線引込み柱の基礎が、長さ1.7 m、幅0.6 m、深さ1.3 m、電気線ハンドホール設置箇所が長さ1.5 m、幅1.2 m、深さ1.0 m、汚水枡等設置箇所が長さ4.0 m、幅1.6 m、深さ0.7 mであった。上水道管等と下水道管等の管路にとりわけ深い箇所があるが、これは、それぞれ西側道路にまで延びていた公共の上下水道に接続させるために、平坦面と道路との高低差分深く掘る必要があったためである(第3・5図、図版11-8、12-1～8)。

管路等部分における掘削箇所の土層の様相は、事務所基礎部分と大きく異なるものであった。具体的には、事務所基礎部分でI～III層とV層とした層の間に、大規模な造成土層が存在していることを確認した(IV層)。この平坦面において、その西寄りに遺物を包含する造成土層が存在していることは事前調査の際にも確認していたが<sup>(8)</sup>、その続きとなるものである。事前調査時に確認していたのは、埴輪や瓦を包含する黄灰色系の土による造成土層であったが、今回の掘削範囲では、湛水地の浚渫土と思われる暗灰色の粘土や、茶系や橙系の色調を呈する土が用いられていることも確認した。造成土層は南西方向に行くに従い厚くなっており、平坦面南西角近くでは、地表面からおよそ1.6 mの深さまで掘削しているにも関わらず、地山層に至らなかった。

今回の調査に伴う遺物は、いずれも管路等部分の掘削中に出土したものである。総数は37点で、埴輪、土師器、須恵器、陶器、磁器など、古墳時代から近世のものまで認められる(第6図)<sup>(9)</sup>。1は埴輪片で、朝顔形埴輪の、頸部から口縁部へ屈曲する部分である。断面が黒色を呈しており、野焼き焼成によるものと思われる。電気線ハンドホール設置箇所に近い下水道等管路の造成土中から出土した。埴輪片は事前調査においても今回においても出土しているが、窖窯焼成と判断されるものは含まれていない。2は、高台付きの須恵器の坏である。奈良時代のものであろう。3は、同じく須恵器で、甕の胴部と思われる。外面にはタタキ痕が認められるが、内面の当て具痕は丁寧にナデ消されている。平坦面南西角に近い下水道等管路の造成土中から出土した(第5図J-K-L間断面図×印)。4は、土釜か焙烙か判断に迷うものである。口縁部は内傾し、その端部は丸く収められている。鏝は、幅が狭く、強いナデにより上面は凹むものの、その断面



第6図 狭木之寺間陵 出土品実測図 (1/4)



第7図 狭木之寺間陵 造成土範圍想定図 (1/300)

形状はおおよそ長方形を呈する。胴部は、鏝の直下から底部に向かっての湾曲を始めており、鏝より下方の外面には煤が付着する。5は近世の播鉢である。内面の播り目は7本を1単位とした櫛書きによるもので、口縁部に直交する方向で、密に施されている。外面は、口縁部付近で上方に屈曲して直立する面をなし、そこに工具による沈線1条とナデによるものかと思われる凹線1条が確認できる。断面は灰色、口縁部外面から内面は赤褐色、外面の口縁部より下は黄灰色を呈する。

今回の調査によって、狭木之寺間陵附属地南端平坦面の南西部には、かなり大がかりな造成土が存在することが明らかになった（第7図）。この造成土を伴う土地の改変が、一度の機会に行われたものであるのか、あるいは、時間を隔てて段階的に行われたものであるのかという点については、ほとんどの遺物の出土層位が不明であることもあり、明らかにすることが出来ない。ただ、遺物からは、この改変が、狭木之寺間陵や高野陵の築造、あるいは平城京の造営などに伴うものではなく、それらとはまったくの無関係に後の時代に行われたものであることは指摘できよう。現状では、この平坦面のさらに西側、道路を挟んだ高野陵側にもほぼ同じ高さの平坦面が広がっているが、これについても、後世の改変によって造作されたものである可能性が高いと思われる。

以上、今回の調査範囲では、遺物の出土はあったものの、明確な遺構の存在は確認されず、新事務所の工事はそのまま施工された。一連の工事のうち、30年度に持ち越しとなった箇所における調査については、次号で報告する予定である。（有馬 伸）

## 註

- (1) 加藤一郎「深草部改築予定地における埋蔵文化財調査」『書陵部紀要』第60号、宮内庁書陵部、2009年。  
有馬 伸「傍丘部事務所改築工事に伴う立会調査」同上書。  
有馬 伸「長慶天皇 嵯峨東陵嵯峨部事務所改築工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第61号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2010年。  
清喜裕二「後二條天皇 北白河陵神楽岡部事務所改築工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第62号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2011年。  
徳田誠志・加藤一郎「百舌鳥部事務所改築工事箇所の事前調査」『書陵部紀要』第64号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2013年。  
徳田誠志・加藤一郎「百舌鳥部事務所建替工事箇所の立会調査」『書陵部紀要』第65号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2014年。  
土屋隆史「深草部事務所改築工事に伴う事前調査」『書陵部紀要』第66号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2015年。
- (2) 本報告対象である佐紀部事務所を例に挙げると、事務所の床面積は、既存のものが約18㎡、新築したものが約80㎡である。
- (3) 平成30年度末時点で建て替えを終えているのは、佐紀部を除くと、畝傍監区傍丘部（平成19年度／武烈天皇傍丘磐坪丘北陵前）、桃山監区嵯峨部（同20年度／長慶天皇嵯峨東陵・承朝王墓前）、月輪監区神楽岡部（同21年度／後二條天皇北白河陵・後醍醐天皇皇太子邦親王墓前）、古市監区百舌鳥部（平成24年度／仁徳天皇百舌鳥耳原中陵前）の4事務所である。このうち、傍丘部と神楽岡部の事務所は、スペースの関係から、建て替え時に場所を変更している。  
有馬 伸「傍丘部事務所改築工事に伴う立会調査」、前掲註（1）。  
清喜裕二「後二條天皇 北白河陵神楽岡部事務所改築工事に伴う立会調査」、前掲註（1）。
- (4) 福尾正彦「狭木之寺間陵整備工事区域の調査」『書陵部紀要』第38号、宮内庁書陵部、1987年。  
福尾正彦・徳田誠志「狭木之寺間陵整備工事区域の調査」『書陵部紀要』第43号、1992年。
- (5) 奈良県遺跡地図では、附属地西側を走る道路付近以西を平城京右京北辺坊、南側を走る道路以南を平城宮北方遺跡の範囲としている。  
奈良県教育委員会「奈良県遺跡地図 Web」（<http://www.kashikoken.jp/scripts/RemainsNara.cgi>）
- (6) 有馬 伸「佐紀部事務所建替予定箇所における事前調査」『書陵部紀要』第67号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2016年。
- (7) 部の事務所における各スペースの配置方法については、敷地の広さや景観など、各部それぞれの事情があるため、一定にはなっていない。
- (8) 事前調査報告でのIV層。

有馬 伸「佐紀部事務所建替予定箇所における事前調査」、前掲註（6）。

- (9) 出土遺物に関しては、当室の横田真吾氏から情報提供をはじめとする様々な支援を受けた。記して謝意を表す。しかし、そうした情報を完全に咀嚼できているとは言い難いため、以下の記述において誤りがあれば、その責は全て筆者に帰するものである。



1 事務所基礎部分 全景（北東から）



2 事務所基礎部分 A - B間（南東から）



3 事務所基礎部分 B - C間（北東から）



4 事務所基礎部分 C - D間（北西から）



5 事務所基礎部分 D - E間（南西から）



6 事務所基礎部分 E - F間（北西から）



7 事務所基礎部分 F - A間（南西から）



8 管路等部分 上水道等管路（西から）



1 管路等部分 上水道等管路 (南東から)



2 管路等部分 下水道等管路 (西から)



3 管路等部分 下水道等管路 西端付近 (南東から)



4 管路等部分 下水道等管路 (南東から)



5 管路等部分 電気線管路 (南西から)



6 管路等部分 電気線管路 (北東から)



7 管路等部分 汚水枡等設置箇所 (南東から)



8 管路等部分 電気線ハンドホール設置箇所 (北東から)